

平成 25 年第 1 回定例会（第 3 号 3 月 12 日）

山田美津代一般質問

○ 13 番（山田美津代君）

議場の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。13番、山田美津代です。

3項目の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、**広陵町の公共施設建設時には、災害にも強く、白アリにも強い奈良県産材の使用を。**

町は博物館の計画や西校区の幼稚園の建てかえ、町営住宅などさまざまな施設の老朽化による建てかえが検討されようとしています。その折に台風や地震に耐えうる安全な木造建物をつくるための強さを持った木材の使用が必要と思われまし、子どもたちが多く利用する施設には温かみのある木材の利用が心身発達の面でも効果的と思われまし。

高齢者にも癒やされる材木の施設は必要です。ぜひ計画案にこのすぐれた奈良県産材の使用を検討いただきたいと思いま。

二つ目、西幼稚園と西第二幼稚園の老朽化による統廃合はやめて、地域の幼稚園は地域で建てかえていく必要があるのでは。また、政府は新しい「子ども・子育て支援法」でも認定こども園を推し進めようとしています。市町村が子どもたちや保育者、そして保護者の防波堤になり、3者が心身とも疲弊すると言われている認定こども園の導入はしないでいただきたい。

平成23年度の幼稚園の園児数は、西幼稚園3クラス57名、西第二幼稚園3クラス51名です。ちなみに東小附属は3クラス48人、北は3クラス59人、真美ヶ丘第一は4クラス91人、第二小は6クラス117人です。

以前、町長は西幼稚園と西第二幼稚園を一つにする、三吉の西幼稚園を閉園にして平尾の第二幼稚園の隣の池を埋め立てて、そこに一つにして建てようと思うということをおられておられました。2園を一つにして将来は保育所も入れて認定こども園にする準備とも思われてます。赤部から平尾まで通園するのですか。寺戸に近い才音寺や竹取公園前も西小校区です。県道は通行するのに危険です、裏の道を通っても大分かかります。幼稚園児の足では、片道30分以上かかるのではないですか。

西幼稚園は57名も園児がおられます。奈良市などもっと少ない人数で運営されていま。子どもは未来の宝です。必要な施設は地域で建て直していくべきではないでしょうか。

3番目、中央公民館の職員数は、適正な配置をされていますか。

中央公民館御利用の町民の方が、最近予約をとりに行っても込んでいたり、他の人を応対中だったり、以前と比べて職員数が大幅に変わり何か聞いてもわからないことが多くお困りです。人数もずっと前は7名配置されていたのに、今は5名に減っていて職員も大変

そうです。事務報告書を見ると体育館など合わせて15万人も年間利用されているのですから、住民サービスの低下をしないように適正な職員数の配置を考えていただきたいと思います。

以上3項目、よろしくお願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対して御答弁をお願いします。

平岡町長！

○町長（平岡仁君） ただいま山田議員から質問がありましたので、順を追ってお答えをしたいと思います。

まず1番の災害に強く、白アリにも強い奈良県産材の使用をせよという御提案でございます。

答弁として、公共施設建設時には、奈良県産材の使用を検討してはとの御質問ですが、平成22年10月に施行されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を受け、奈良県におきましても「公共建築物における奈良の木利用推進方針」が平成24年3月29日から運用されております。

奈良県産材利用としては、低層の木造建築物や内装制限等が必要でなく、木質化がふさわしい部分や、また景観上、特に木質化がふさわしい建築物の外装に推進されています。

本町では、公園の屋外トイレや観光トイレに奈良県産材を使用して建築した経緯があります。

今後、公共施設での奈良県産材木材使用に当たりましては、構造、場所等、また耐火性能、耐久性能等十分検討しながら進めてまいりたいと考えます。

2番の西幼稚園と西第二幼稚園、統廃合をやめて、地域で建てかえよという御意見でございます。このことは教育長がお答えをします。

3番、中央公民館の職員数は適正な配置をされているのかということで御心配をいただいております。

答弁として、教育委員会部局の職員配置につきましては、教育長とも協議し、少数精鋭主義を基本としながら、適正な人事配置に努めているところです。

中央公民館・体育館の状況については、教育長がお答えを申し上げますが、私は職員には、常に業務改善に取り組むよう指導しております。住民サービスの低下を招くことのないよう、限られた職員で絶えず工夫をしながら、効率よく事務を進めてもらっております。組織が機能を果たすためには、人員だけでなく、人材を育てることも大切なことであり、常にその視点で適正な配置をさせていただいております。

教育長から詳しいことは申し述べます。

私から以上でございます。

○議長（青木義勝君） 安田教育長！

○**教育長（安田義典君）** 山田議員の質問事項2、西幼稚園と西第二幼稚園の老朽化による統廃合についての御質問でございます。

答弁といたしまして、西小学校区内に二つの幼稚園がありますが、2園とも築後40年を経過しており、施設の整備を進めていかなければなりません。そんな中、複数学級の利点や小学校附属幼稚園という位置づけなど、教育的な視点から統合も視野に入れて検討していく必要があると考えております。

園児数が少ないから統合するというものではなく、子供たちの社会性を育む教育環境づくりのことも考えています。

なお、認定こども園という考えはございません。

しかし、現敷地内での運動場に新築し、建築中、運動場が使えない状況となっても、統合しないで建てかえが妥当との結論となる場合もあります。決して、老朽化によるものだけで、統合しようとしているものでもありません。

次に、質問事項3、中央公民館の職員の配置のことでございます。

答弁といたしまして、予約の受け付けは体育館、テニスコート及び運動場の利用については1カ月前から、公民館の利用については6カ月前からとなっております。最初に予約できる日においては、その手続のための来館者が集中する場合があります。

来館者の方へは、順次、受け付け手続をさせていただいておりますが、混雑した場合、お待ちいただいている場合はございます。

このことを受け、本庁からも職員が出向いて、応援態勢をとり、できる限りスムーズに対応させていただきますので、御利用者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（青木義勝君） それでは、問い1に対しまして、2回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（**山田美津代君**） 県産の木材についてですけれども、御答弁で「公共建築物における奈良の木利用推進方針」が平成24年3月29日から運用されておりますというふうにありましたけれども、奈良県の奈良の木ブランド課というところでお聞きしてきたんですが、これを利用推進方針を策定するよという提案があったと思うんですが、平成25年2月時点で24の市町村が利用推進方針を提出されておられますけれども、広陵町はまだ未提出ということでございました。この計画は、県の農林部にある奈良の木ブランド課というか課が推進しているもので吉野ブランドを初めとして、県の木材は建築業界で高い人気を博していたものの、長引く景気の低迷や建築様式の変化等により生産高がとまらない現況、このため今も変わらない奈良の木のすぐれた品質を広くPRするとともに、

奈良の木を使いたい工務店等と県産材の取り組み扱い業者とのマッチング支援、奈良県地域認証材や県産材を使用した住宅建設への助成の取り組みなどさまざまな取り組みにより利用拡大に努めているとのことでした。

台風や地震に耐えうる安全な木造建築をつくるために木材の強さは大切ですが、奈良の木は本当にすぐれていて強いんですね。ヤング係数といって、木のたわみにくさをあらわす数値で、ヤング係数の数字が大きいほど強い材木となりますが、奈良県産材はEの90以上と強い数字を示しています。また、曲げ試験でも一般材の1.5倍強の強さがあると証明されています。奈良県材は他の県産材と比較してみると、年輪幅が狭く、白アリの被害を受けにくく、燃焼試験の結果は鉄やアルミニウムと比べ、強度が下がりにくいし、外材と比べても着火しやすい反面、燃え尽きにくいという実験結果も報告されています。また、腐りにくいのです。強度のほかにも木を使うことによる効果もあります。まず温かみがあること、先ほど申し上げましたけれども、衝撃を和らげてくれます。足への負担や転倒によるけがの防止、そしてダニや細菌を寄せつけにくい。そして環境の優しい。樹木は太陽エネルギーを使って木材をつくり出します。切ったら植えるという作業を適切に行うことでいつまでも枯渇することなく使い続けられます。また、二酸化炭素の排出量も少ない。鉄やアルミニウムなど他の材料に比べて、製造や加工するときの消費エネルギーが非常に少なくて済みます。国や県の補助もあります。緑のプロジェクトが地域材を使用で2分の1の補助ということも聞いています。ことしは橿原市、下北、吉野などがそれぞれ庁舎や幼稚園、公民館などを建てる予定です。十津川中学校や吉野の北小学校は既に奈良県産材で建てられています。この利用推進方針の策定を速やかにしていただいて、これから検討されていかれる公共施設に、この奈良県産材、今後、構造場所、また耐火性能、耐久性能を十分検討しながら進めてまいりたいと考えますという前向きな御答弁をいただいているんですけども、どのように策定をしていただいて進めていただけるか、そこをちょっと御答弁いただけますか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

植村事業部長！

○事業部長（植村敏郎君） 山田議員おっしゃるとおりでございます。奈良県産材の使用ということで、県のほうで利用方針が定められました。本町においても、町長が答弁したように平成25年度で検討していきたいと。ただ、その中には、やはり課題があると、奈良県の中では8割が杉、ヒノキが2割というふうにお聞きしております。従来から広陵町では観光トイレ、また第一号近隣公園のトイレとかいう壁材に使用しております。また、従来ときには、前のときには公園の支柱、室生の森林組合とかというところに連絡を取り合いながら、過去に支柱材として使用した経緯もございます。本町においても、そういう公共施設のところで奈良産材を使っていこうというところのスタンスは変わっておりま

せん。今こういう方針が国によって県のほうでも定められておりますので、本町においても方針を決めて、今度公共施設等で使用を考えております。ただ、議員の中にも建築士さんがおられますので、いろいろ杉材というのは、使用部分において制限がございます。例えば、高さ、壁材であれば耐火性の関係で壁材を全面使用できないとか、ここで推進しているのは低層の公共施設のところの使用と、低い壁材ですね、それとか床材のところで使用するような用途がございます。白アリについても、山田議員かなり調べたと思いますけれども、やはり県の方針の中には課題があると。やっぱり水分が多いので、そのもの自体が白アリにも課題が残されているということで、今私どもも調べた中では伺っています。そういうことも検討を踏まえて、今後公共施設で使用していきたいと考えております。

○議長（青木義勝君） 平岡町長！

○町長（平岡仁君） この奈良県産材を今使っているかどうかということ、私、隣の香芝市に丸国林業という製材所があるんです。この社長さん知っていますので、せんだって聞いたんですね。今、どこの材料を多く使われているのか。この人はダイワハウスの木造住宅専門にいつもトラック走っているんですね。トラックにもう山積みにして大阪のほうから車が来るんですから、吉野から車が来てないから私質問したんです。どこから入れられるんですかと。そしたらみんな岡山なんですね。岡山県材料を入れているんですね。岡山はいい材料ですよと、安いですよと、こうおっしゃるんですね。奈良県材料をなぜ使わないのかと言うと、もっといいと我々言っているんですが、いや、その気で使えば、ここ二、三年で奈良県ははげ山になりますよと、そのぐらい量は使われているそうです。大方よその県のを使っているような実態なんですね。奈良県を使うということになれば、やっぱり助成してやらんと、誰も使いませんね。みんな施主は総額で何千万円という契約をしますのですから、奈良県材を使ってくれと言ったら高いですから、県が、また奈良が地元がどういように助成をするか。補償をしてやらなければ今の実態では、ほとんど外国材や乾燥した西日本から調達をされて、プレカットといいますか、穴を開けるのは、みんな現地でやっているそうですね。ここでは大工さん、穴掘っていませんね、溝を掘るといのかね、プレカットと言っているようではありますが、実態はそうなので、県のほうにもしっかりと働きかける。また市町村もそれに対して幾らか助成の上積みをしてやるのが奈良県産材を使うことになります。しかし、多く使えばはげ山にするぞと、こんなことをおっしゃって、これも困ったなと。実態はそれだけ多く消費があるようでございますので、その点、ただしそれは丸国の社長がおっしゃったことですから、間違っているかはわかりませんが、私そんな知識を得ましたので、今申し上げた次第でございます。

○議長（青木義勝君） それでは、3回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番 (山田美津代君) 県の奈良の木ブランド課の方は、そういうふうには言うておられなかったので、その奈良の木ばかり使っていたら、はげ山になるというふうには言うておられません。先ほど申し上げたように、その切ったら植えるという形でやっていくという、枯渇することもないというふうな説明でございました。

それから杉という話も出ましたので、杉がやわらかいということですが、床面に使う開発がされて、大変吉野杉は年輪が美しく人気があるもののやわらかく傷つきやすいため、床材として不向きとされていたのが、軽くて断熱性が高く、暖かいことから床材や壁材として使えないかとのニーズも高かったため、新製品を開発して、ハイヒールでも傷がつかないという、土足でもいけるような床材を開発されたということも聞いています。ですから、使えるところは公共施設、中学校給食実施していただいたらランチルームなどには、やはりこういう奈良県産材の床材も使っていただき、温かみのある材木を使っただきたいなと思います。

ぜひ太陽光発電もお忘れのないようお願いしたいと思うんですけども、使っただけだと、検討していただけるという答弁です。それ以上何かありますか、答弁。あるようでしたらお聞きしますけれども、ないようでしたら、次に移ります。よろしいですか。

そうしたら、検討して使っただけということ、次の質問に移らせていただきます。

西幼稚園、西第二幼稚園建てかえの問題ですけれども、子供たちの社会性を育む教育環境づくりのことを考えて、園児数が少ないから統合するものではないという教育長の答弁だったんですけども、子供たちの社会性というのは、たくさん大人数のところから社会性が育ち、少ない人数のところでは育たないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。1学級という少ない人数で子どもが育たないとか、集団性や社会性が身につかないというのであれば、保育所や幼稚園などで預けずに御家庭で育てた子供さんは何か育ちで悪い面があるということになります。失礼な話だと思うんです。10人未満で一人一人大事にされている小規模園のよさをもっと市町村は認めるべきです。たとえ二人であっても保育士さんの丁寧な対応で、人と人とのつながり、相手を認めることが育ちます。大人数で競争させる、人より勝たないといけないという競争社会がいいのでしょうか。子どもの心は落ちこぼれて傷つくのではないですか。

三吉地域でも開発がまだまだ計画されていて、才音寺にも4軒ほどの宅地開発計画があるそうです。高齢化により、農業をやめ、土地を手放す方もふえると予想されます。そこに若い世帯が生まれて、お子さんを預けて働くには、パート代が保育料で消えてしまうから、保育料との兼ね合いで預けることができない。それで幼稚園に預ける選択をされる御家庭もふえるのではないかと思います。歩いて通えるよさ、少人数のよさをわかっただきたい。地域のお母さん方のお声、地域の幼稚園は地域でという声をもっと聞いてほしいと思います。地域の幼稚園は地域との触れ合いや結びつきで守っている、こういうこと

は継続していかなければいけないと思います。町の都合や経費削減のためという理由で、地域に結びつきを絶ってはいけないのではないのでしょうか。

昨日の堀川議員への答弁では、1園減らす指標を示していると言われましたね。また西第二幼稚園は、湿気が多く、床が抜けたと言われていました。町長が以前言われていた池を埋め立てて2園を一つに統合することになれば、もっと湿気で子供たちへの健康も危惧されますから、そのことはもう考えないでいただきたいというふうに、きのうの答弁を聞いていて思ったんですけども。

それで、教育長の答弁で、「しかし、敷地内での運動場の新築し、建築中、運動場が使えない状況となっても統合しないで建てかえが妥当との結論となる場合もあります」というのが、ちょっと意味がわからないので、もうちょっと詳しく話していただけますか。「決して老朽化によるものだけで統合しているものでもありません」と、ここもうちょっと詳しく説明していただけますか。それと、地域の幼稚園は地域で守っていただきたいということと。

○議長（青木義勝君） 安田教育長！

○**教育長（安田義典君）** 私は、そこに書いてある「社会性を育む」という意味、少し私と議員の考え方が違うだろうとっております。特に、私はそれは経験ないんですけども、特に単学級の生徒がそのままずっと小学校なら6年間、中学校も入れて9年間、また幼稚園も入れてと、こういうことになってくるときがあるわけですけども、他の友達といたらおかしいですけども、グループとの接触がない場合には、なかなか他の友達とか、それからある意味でいたらやる気とか、そういうものについては、なかなか難しいんだということも聞きました。私が一番最初経験した学校もそうで、私の学年だけが1学級だったと、そういうことで、確かにそういうことがあるなど、このように思っております。ある意味でいえば、競争がいいとか、悪いとかのものじゃなくて、いろんな人と接することによって、いろんなところをお互いに学び合うという、そういう社会性を育む、そういうことはやっぱりいいんじゃないかなと、私自身はそのように思っております。

特に、この西幼稚園のところ、前の答弁のところにもありましたけれども、最初は各学年2学級ずつのところから始まったと聞いております。人数が少なくなって、それで3歳児をやったと、こういうことであって、私はいい発想をされているなど、このように思っております。だから、ある意味でいたら、西第二と西と合体してもクラス数は足し算だけ済むんですよ。足し算というのは2学級になるだけなんです。そういうところから考えていたら、私は単学級よりも二つの学級があって、そしていろんな組みがえとか、また先生が変わっていくこと、それが私は子供たちの将来を見据えたときにはいいことだなと、私はそのように思っております。

それから、例えばこういうことを提案いたしますけれども、もう西幼稚園は西幼稚園で、

西第二は西第二幼稚園で、そういうようなことで建てかえる、その場所を建てかえるとしたときに、運動場で建てなくてはならないと私は思っております。それはまたほかの工法があつてできるかもしれませんが、そういうことから考えていったときに、グラウンドのない1年を過ごさなくてはならないなど、このように思っております。

それから仮に池の話があるわけですがけれども、今、私特にこの西校区のところを見ますと、田んぼのところには早いこと家が建つなあと思っておるんですけども、今はいい工法があるらしいですね。それはもう私もびっくりしました。これのほうが強いんやと言われて、ああ、そうなんかなと思つて、そういうことも思っております。だから、池の上に建てるから、またあかんとか、いいとかの問題では私はないと思っております。

以上です。

○議長（青木義勝君） 3回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 以前に、認定こども園という考えはございませんという、答弁だったんですけども、平成24年度の施政方針で検討するというのを述べておられたんですよ。それで、政府は2012年8月に子ども・子育て支援関連3法として公布され、消費税が2015年10月に10%に引き上げられる場合、2015年4月から新しい制度を実施すると、こういうふうになっています。

この子ども・子育て支援法、ちょっと説明をさせていただいたら、自治体としての考え方というものをぜひ研究をしておいてほしいんです、広陵町の子供たちのために。それでちょっと説明をさせていただきます。

関連3法とは、①子ども・子育て支援法、②新認定こども園法、③関係法律整備法の三つです。この3法の実施によって、子どもたちの保育環境は大きく変わることになります。大変ややこしいシステムなので、資料をお手元にお配りをさせていただきました。

一つは、保育所に入所する子どもたちに限っては、入所については市町村が保育実施責任を持つこととなりますが、その他の施設、認定こども園、これは4種類、幼稚園、地域型給付の保育施設などでは、直接入所、直接契約となり、保育がサービス、保育という商品に変質する可能性があります。なお、入所の前提には、市町村による要保育時間の認定が必要になり、保育所で子どもたちが保育を受ける保育時間は、保護者が認定を受けて、保育時間を上限したものに限定されることになり、子どもたちの一日の生活を保障する場から、必要な時間だけ預かる場へと保育所の役割が変化するとともに、継続的な保育の保障ができなくなる可能性があります。つまりお母さんが、朝9時から15時までパートに出るから保育所に預けたいと役場に届いたら、役場が認定して、通勤時間を入れて7時間と認定しますね、そうしたら、それ以上たとえ残業を言われても、3時までには迎えに行かなきゃいけないので、残業などできなくなったり、子どもさんも3時までしか保育され

なくなり、お昼寝もそこそこ、おやつも食べずに帰らなくてはならない。そして一日の保育、継続的な保育保障ができなくなるということが出てくるわけです。

②を見ていただいて、二つ目の問題点は、新制度では、多様な事業所が参入し、保育が必要と判断された子どもも認可保育以外に、認定こども園、この認可施設である幼保連携型ですね、①幼保連携型と書いてますね、その次に保育所型、幼稚園型、以外に認可外施設である地方裁量型というものになります。それで地域型保育というのは、この下のほうに書いてある地域型保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、そして事業所内保育を使うようになります。この制度は、保護者が直接園と契約するため、行政は日々の運営にほとんど関与しません。公立施設が減少して、企業の運営する認定こども園がふえ、ビルの1室で小規模保育が運営され、自宅で子どもを見る家庭的保育、ベビーシッターなどがふえたら、市町村はどの子がどの保育を利用しているかは把握できても、書類上だけです。各事業所がどのような保育を実施しているのか、子どもがどのような状態なのかはほとんど把握できなくなるでしょう。そして、この新制度は、保育のサービス業化を進めることが目的で、認定こども園は保育料の設定が自由であり、企業は最も収益が期待できる保育内容と保育料を設定することになるでしょう。

現在の制度では、保育にかける子供の保育料は市町村が決定します。そのため、同一市町村内の保育所を使う限り、私立でも公立でも保育料は同じです。新制度で企業参入が進むと、保育内容と保育料の多様化が生じます。保護者は保育内容と保育料を加味して、子どもが使う保育所を決めます。高い商品を購入できる人と、そうでない人の間に違いが生じます。内容のいいもの、人気のあるものが高くなります。保育は公的な制度であり、保護者がどの程度の保育料を払えるかで、子どもの受ける保育に格差が発生しないようにしています。しかし、この新制度が導入されると、この点が崩れてしまうのです。特に企業の認定こども園がふえればふえるほど、この傾向が大きくなります。

では、子どもたちをどう市町村がどう守っていくのか。市町村の役割を述べます。

こういう新制度のもとだから、公立施設、直営事業の存続が必要です。なぜなら、市町村が保育の質を低下させず、引き上げ、かつ量的に拡大させようとするならば、みずからの公立施設を設置運営し、事業を直営で積極的に拡充し、そのことを通じて、民間事業者を支援することが求められるからです。財政面でも市町村がそのことを決めれば、国が財源保障する地方財政制度のもとにあります保育関係者等の奮闘で残された新児童福祉法第24条、これも資料に載せておきましたけれども、この新児童福祉法第24条第1項もその根拠です。新制度では、市町村が子どものための教育保育給付の認定事務を行います。3歳以上のほぼ全員が対象となり、3歳未満児もこれまで保育にかける子どもから、格段に対象が広がります。このことを市町村が仕事がふえて困ると、後ろ向きになるのではなく、全ての就学前の子どもたちの育ちと、子育てを把握して支援する、そういう取り組みを地域に見合った形で構築することが大切です。新制度に仮に移行するにしても、市町村の子どもたちに対する姿勢が問われます。ぜひこのことを頭に置いて、2015年からの

子どもたちを市町村、広陵町がどう守っていくのかを基本に置いて、真剣に検討していただきたい。広陵町はやっていただけだと思います。人に優しい町を目指してこられたんですから。

ちょっと飛ばしますね。廃止や統廃合などは子どもたちの保育や教育をどう充実させるか。あるいは限られた財源を住民生活向上のために、どう効果的に活用するのかという自治体本来の立場に立って検討をお願いしたいと思います。国や自治体は世界の先進国並みに、子どもたちにもっとお金をかけるべきだと思います。そういうことで地域の保育園は地域で、そして認定こども園は市町村が防波堤となっていて、守っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、その辺、教育長。市町村として子どもたちを守っていくために、新制度に移行する前にきちっと広陵町として、広陵町の子どもたちを、この新制度に移行するに、市町村としての役割を、きちっと守っていく役割をどういうふうにしたら守っていけるかということを実際に検討していただきたいと思うんです。その辺をお願いしたいと思います。

○議長（青木義勝君） 答弁。

安田教育長！

○**教育長（安田義典君）** 認定こども園というのは、何年前にもう出ておまして、民主党の時代でしたか、まだ総合こども園という名前もネーミングも変わりましたね。ただ、私自身としては、やっぱり就学前教育をいかにあるべきかということについての考え方はきちっとしなくてはならないなと思っております。その中で、そうしたら教育と保育の違いといたら、私は恐らくスポンと縦に切らないで、恐らく斜め切りしかできないだろうと思っております。その中で、やっぱりもう一つは、今の時代の中で、やっぱりお母さん方が働きに行くというようなことも出てきたときに預かり保育とかということも考えていかななくてはならないんだろうと思っています。ここに書いてある4つの、認定こども園の場合、この4つの種類があることも知っておりましたし、実際にその場にも行ってみて見学もさせていただきました。しかも田舎型と都会型も見に行ったこともあります。それはどちらのやっぱりよさもありますし、また公立としてはここまで内容を考えなあかんのかなと思うようなこともありましたけれども、やっぱり公立としてやっていくときには、やっぱり今奈良県の中では、昔は認定こども園と言われていたところが、たしか今6つぐらいになったと思うんですよね。そういうところもやっぱりよさはよさとして認めていきながら、これから就学前の園児、それからまた子供たちをどのような形で育てていくのが一番いいのかというようなことについては、やっぱり基本を皆さんに示しながら、やっぱりともに考えていきたいと、このように思っております。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

次の質問に移ってください。

○13番（山田美津代君）では、3番目、公民館のことに移ります。

私も踊りを習っていますので、公民館で。この間行きましたら畳がすっかりきれいになっていて本当に喜んでおります。1月末か2月の初めに公民館、踊りと違う催しがあって使用したかったのですが、いっぱいだったんで西体育館というところの和室をお借りしたんですけれども、ちょうどエアコンが使えなくて、普通のエアコンなんですけれども、そのスイッチが入らないので、どうしてかなと思ってあちこち見たんですけれども、全然スイッチがどこかわからないんです。すぐ公民館に電話して、どういうふうにしたらエアコン入りますかと言ったら、いや、スイッチ入れてくださいという言うだけで、全然わからなくて、それで最後掃除して帰ろうと思ったら、エアコンの下にケーブルがあって、このくらいの箱があって、その電源が切れていたんです。でもそれ全然わからなくて、2時間、暖かい日だったんでエアコンなしで過ごしたんですけれども、その公民館に聞いたときに、その下に電源がありますよというのを、ちょっと箱の中にありますよというのを教えてくれたらできたのになと、それからその電源を切らないでくださいとかという注意書きか何かあれば、もっとわかったのではないかな。めったにそこを使ったことがなかったので。それで、その西体育館の奥のほうに台所があるんですけれども、そこがもう暗くて、もう何年も使っていないような台所で、ちょっとお茶を飲むのにお水使ったんですけれども何か飲める水かな、飲めるのかなと思うような、非常に何かちょっと暗くて汚らしい感じだったんです。それ館長にも言いまして、すぐ見に行っていたと思います。それで、それは改善していただいたんですけれども、やはりその職員さんが一遍に変わられたので、やはりそういう細かいところがよくわかっておられなかったみたいですね。ですから、そのちょうど変わられた後は、ちょっとやっぱり住民の方、混乱されて、何聞いてもちょっとわからないんでちょっと困ったんだというお声もたくさんお聞きしました。私自身もそういうふうを経験しましたしね。ですから、公民館の配置というのは、住民の方が気持ちよくやっぱり使っていただけるように考えただいて配置を変えていただき、何かなれている方が御病気で休んでいたということもあるらしいんですけれども、やはりちょっと職員さんの人数が急に変わったり、また配置人数も少なくなって、住民サービスの低下を招いているのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 答弁をお願いします。

安田教育長！

○教育長（安田義典君） 先ほども答弁書の中に書いたように、確かに1月のときには職員も1人入院しておりましたし、なれたベテランの子でしたので、そういうところに対しては御迷惑をかけたことには申しわけないなと思っております。そういう月の初めのと

きの申し込みがあるわけですから、そういうときにはまた教育委員会のほうからも、そういう連絡をもらえれば、またこちらのほうからも出向しながらも、申し込みの方々に余り迷惑のかからないように努力してまいりたいと思います。先ほどの答弁書のとおりです。よろしく願いしておきます。

○議長（青木義勝君） 3回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） それだけの問題ではないと思うんですね。公民館の地域社会における第一の役割は、地域における学習支援です。これには多様な学習機会の提供、学習成果活用の支援、学習情報提供、学習相談等が含まれ、新しい情報通信技術の活用なども求められます。これらの多様な住民の要求に答えていくには、職員は全国自治体の情報収集など幾らでも仕事があり、日々の研さんの積み重ねが要るのではないかと思います。その時間の確保も大事です。単に公民館や体育館の部屋など予約をさばくことだけではありません。そのためにはある程度の配置数が要るのではないのでしょうか。社会教育自体が、学校教育と違い、住民みずからの自主的な学習となっている公民館はいかに多くの情報を収集し、住民要求を公民館事業に生かしていくかということが重要です。公民館事業の企画についても、職員として積極的に住民の中に入って行って、さまざまな住民と対話をしていくということも要るんじゃないのでしょうか。対話をしていくうちに事業のヒントが見つかるということもあると思います。そういうゆとりが今の公民館配置の中でとるのは無理があるのではないですか。せめて一名でも、もう一名でもふやしていただいて、これからの公民館、新しい公民館事業への研究をして、住民サービスを向上していただきたいと思います。ただ単に予約をとるのに月初めだけの、無駄ではないと思う。もっと広く公民館の利用という、やっぱり15万人の方が利用されているんですから、もうちょっと力を入れていただきたいと思うんですが、職員の配置考えていただけますか。

○議長（青木義勝君） 松井総務部長！

○総務部長（松井宏之君） 公民館の職員の配置ということで、公民館が広陵町の町民の方のサービスの最先端ということで、いろいろ御利用いただいております。その中において、今おっしゃっているとおり職員数が以前は7名であったと。今は5名という形で運営はさせてもらっております。その辺で、今後の対応としまして、やっぱり公民館、体育館の利用というのは、どうしても土曜、日曜、祭日というような形の利用がやっぱりかなり多いということもございます。職員数5名の中で、現在は土曜、日曜は半分ずつの出勤ということで、当然無理が出てくるという点もございます。その辺につきましても、今後そういう住民の方に迷惑がかからない方法としてのそういう出勤の考え方、土曜、日曜

を中心的に出るという方法もございます。それと当然、足りない分については、職員の補充ということも今後考えていかななくてはならないと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（青木義勝君） それでは、以上で山田さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

（P.M. 3：08 休憩）

（P.M. 3：30 再開）